

社労士法制定50周年に社労士業の未来を探る

所沢支部 竹島 美保子

埼玉県立高校で、本人の意志能力を尊重しつつ、適材適所と思われる企業に、生徒を紹介する立場にいた。当時はパソコンの普及率は低く、進路指導室は企業の求人票が積み重なり、紙の資料から一枚一枚抽出していた。求人票の内容を生徒に説明するにあたり、社会保険については全く不知であった。その時初めて、社会保険労務士という資格があることを知った。即受験し、翌年の社会保険労務士試験に合格した。未知の世界の面白さに目覚めた私は、埼玉県社会保険労務士会に開業登録した。社労士法制定50周年は、20余年前の自身の原点と初心を再確認する良い機会となった。当時、労働時間短縮助成金制度があり新人社労士には追い風となった。事業主と制度を検討し、従業員と摺合せをし、就業規則を労働基準監督署に提出した。行政、事業主、労働者の三者が、常に円満で幸福である三位一体を、当初から私の基本理念とした。

今や世界はSNSやAIで極小化。中国は一带一路の政策で、ドイツとの経済政策を強化中。イギリスはEU離脱の後処理に四苦八苦。アメリカはTPPに再加入等方向性が不透明。平和的に俯瞰的にそして宇宙規模で、人類が地球人となる未来を想像するが、100年以上いや永遠に、それは実現不可能かもしれない。しかし、世界的視野の働き方改革を模索し、生産性の向上に努めなければ、人類の存続は危ういかもしれない。労働力不足を補う為に宇宙人対策が必要となり、逆に宇宙人に採用される立場になるかもしれない。

翻って、日本の労働者のワークライフバランスはどうであろう。働き方改革の柱である、長時間労働と正規非正規雇用労働者の問題は、解決すべき不可欠なテーマである。国際間の経済的公平は、企業の競争相手が全世界に存在する今、日本だけが現状維持の労働環境であってはならない。日本の終身雇用制度は昭和の時代の産物であるが、精神的にも肉体的にも人間らしい働き方があり、学ぶべき点がある。

高齢社会対策大綱として「エイジレス社会」の宣言が平成30年2月16日に発表された。人を年齢で区別せず意欲や能力に応じて生活し、負担もする社会だ。1995年に約8700万人だった15歳から64歳までの生産年齢人口は、2015年までの20年間で約1千万人もの減少は、少子化の国難である。65歳以上を一律に高齢者と見ず多様な対応が求められる。

さて、社会保険労務士の社会貢献活動のひとつに出前授業がある。少子化国難である社会に羽ばたく若者に、正しい働き方の選択を指導啓発することは、大変有益である。全ての学校から出前授業の依頼がくるのが今後の課題である。退職された校長先生にご理解を得たうえで、埼玉県教育委員会と埼玉県社会保険労務士会との契約書を交わすことができれば、本来の社会貢献活動となるはずだ

次に、労働条件審査の進捗状況はどうだろう。

まだまだ種蒔きの時期であり、少なからず役所の担当者の理解を得ても、人事異動でリセットされる。その制度が開花定着するには、もう少し時間を要する段階である。

千葉県流山市のホームページには、労働条件審査が定着し、堂々とその報告書が掲載されている。指定管理者である各事業所の実

態と課題が詳細に公表されている。ワーキングプアどころか労働条件は充実し、利用者である流山市民の満足度は高く、社労士の能力は高い評価を受けている。

労働条件審査のお墨付きがあるから、この事業所は安心だと社会全体が認識すれば、採用から退職まで、三位一体の理想像の完成となる。出前授業の依頼も好転必至である。労働条件審査制度の浸透力は、未来の社労士業を左右する。社労士法制定50周年を起点に、遠い道程ではあるが、労働条件審査が労働条件監査となることを願い、今後の社労士活動に邁進したい。それは確かなレガシーの一つとなり、未来の後輩社労士から感謝されるに違いない。

